

12月定例会

袋井市民病院問題特別委員会の 委員定数を26人に変更(関連記事P11)

平成19年12月定例会は、12月4日から20日までの17日間の会期で開催されました。今定例会では、市長から提出された平成19年度一般会計・国民健康保険特別会計・公共下水道事業特別会計、水道事業会計の各補正予算をはじめ、市長の給与の減額に関する条例の制定、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正など19議案、議員提出の袋井市民病院問題特別委員会委員の定数変更など2議案が上程され、採決の結果、いずれも原案どおり可決されました。

また、市政に対する一般質問は、14人の議員が市長の見解をたどしました。

条例

《制定》

平成20年1月1日から同月31日までの間における市長の給与の減額に関する条例

一連の不適切な事務処理事案に対する処分として、市長の給料を1カ月間10%減額するものです。

《改正》主なもの

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正
公職選挙法の一部改正により、首長選挙におけるピラ作成の公費負担が制度化されたことから、本市でもこれを公営とするため、改正するものです。

市職員の育児休業等に関する条例及び市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴う、育児短時間勤務制度導入のため、改正するものです。

市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、改正するものです。

市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正

国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長、収入役の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、改正するものです。

市教育委員会教育長の給料及び勤務時間等に関する条例の一部改正

国家公務員の給与改定に準じ、教育長の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、改正するものです。

市職員の給与に関する条例の一部改正

国家公務員の給与改定に準じ、給料表の改正、扶養手当及び勤勉手当の引き上げ等を行うため、改正するものです。

市職員の退職手当に関する条例の一部改正

雇用保険法の改正に準じ、受給資格要件を改正するものです。